平成28年2月19日東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部決定案

- 1. 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、全国展開を見据えつつ、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備するとともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現する必要がある。このため、東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
- 2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めると きは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

副 議 長 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長

構成員 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

内閣官房国土強靱化推進室審議官

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

内閣府政策統括官(防災担当)

警察庁交通局長

総務省情報通信国際戦略局長

消防庁次長

法務省人権擁護局長

文部科学省初等中等教育局長

スポーツ庁次長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

農林水產省食料產業局長

経済産業省商務情報政策局長

国土交通省総合政策局長

オブザーバー 東京都オリンピック・パラリンピック準備局長

東京都都市整備局長

東京都福祉保健局長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長 日本パラリンピック委員会委員長

- 3. 連絡会議の庶務は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局において処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。